



審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
事務局	<p>1. 開会 資料の確認 会議成立の要件の報告 傍聴について</p> <p>2. 教育長挨拶</p> <p>3. 事務局紹介 事務局職員 4 名を紹介</p> <p>4. 議事 ※委員長欠席のため、和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 14 条 3 項により、笠原委員が委員長を代理。</p>
笠原委員長代理 事務局	<p>まずはいじめの現状につきましてご説明お願いいたします。</p> <p>①本市のいじめの現状について</p> <p>令和 4 年度、小学校の認知件数は 866 件、前年度比 1.15 倍の増加。中学校の認知件数は 431 件、前年度比 1.26 倍の増加。小学校の解消件数割合は 65.2 パーセント、前年度比で 3.3 パーセントの増加。中学校の解消件数割合は 62.2 パーセント、前年度比で 1.8 パーセントの減少。顕著な変化として、いじめられた児童、生徒の相談状況について、「誰にも相談しない」項目が小中ともに 0 件。いじめの相談体制の充実について各校にあらゆる機会を通じて発信、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置回数の拡充、毎月のいじめ状況調査を確認し、気になる学校にヒアリング、指導助言を行ってきた結果と捉えている。以上、令和 2 年度から令和 4 年度の和泉市の 3 年間の結果概要を説明した。</p> <p>中学校の認知件数が全国に比べて高い要因の 1 つとして、少年補導連絡会において、中学校生徒指導主事が集まる機会が毎月あり、意図的にいじめの研修を設定していることがある。</p>
笠原委員長代理 事務局	<p>研修で意識したことは。</p> <p>認知についての課題を感じており、学校によってはいじめ 0 をめざしているという認識があるが、いじめの見逃しを 0 にするという認識を意識的に発信した。</p>
水流添委員 事務局	<p>研修を受けた教員がどのように学校に還元できているかが大切。</p> <p>校内のいじめ対策委員会の中核を担っているメンバーであるという認識のもと、研修をすすめているが、校内にどう発信しているかまでは追い切れていない。</p>
笠原委員長代理 水流添委員	<p>学校風土や同僚性も必要な要素。</p> <p>いじめ認知を集約できるのは、体制があるから。</p>

笠原委員長代理 事務局	<p>研修等通じて伝え続けていくことが重要。</p> <p>小中の学校組織体制によっても違う。中学校では学年団で集約したものを、次は学校全体の生徒指導担当にあげるといった組織的対応はとりやすいが、小学校では担任が報告を抱え込んでしまうなど、学校によっても認知件数に差が出る。</p>
笠原委員長代理 事務局	<p>学校風土や同僚性といじめ認知には相関関係があると思う。次に、中学校態様別について説明を求める。</p> <p>全国同様、冷やかしやからかいによるものが最多。認知件数の増加から、態様別では何かの項目が突出しているわけではなく、まんべんなく認知された。突出していずれかの対応が増えたというわけでもない。</p>
笠原委員長代理 事務局 東委員	<p>認知の千人率が顕著に上がったことは肯定的に捉えられる。一方で学校間格差は課題。</p> <p>教職員研修の目的の1つが、学校間格差の解消になる。</p> <p>中学校は生徒指導担当教員が中心になり、いじめを把握する組織体制があるということが研修を通して培われていると思っている。一方で生徒指導担当教員の力量による組織づくりへの課題もあり、コーディネート力に欠けると組織体制が築けない。そういった意味では、研修等は効果的だと思われる。</p>
笠原委員長代理 事務局	<p>生徒指導体制を維持していくためには、生徒指導提要にもあるように、生徒指導主事のみが生徒指導を担当するといったような概念ではなく、校内で円環的に指導をすすめ、方法を共有していくことが求められている。</p> <p>生徒指導という1つのカテゴリーではなく、広義的に授業に組み込まれた生徒指導や、学校の日常生活における生徒指導という考え方であると理解している。生徒指導が課題解決的な指導のみでなく、発達支持を行うということへの理解が必要。</p>
笠原委員長代理 水流添委員 事務局	<p>発達支持的、課題予防的、困難課題対応的という三類型は、従来の教育相談と生徒指導のその前の段階の指導として示されている。</p> <p>いじめの相談状況において、「誰にも相談していない」の項目が0であることはすばらしい。</p> <p>毎月のいじめの状況調査において、「誰にも相談していない」の項目にチェックが入っている学校にヒアリングを行うと、相談を受けているにもかかわらず、「受けた」と思っていないことが多い。シグナルを発した児童生徒には、必ず教員が声かけを行っている。その時点で相談が成立していく。いじめアンケートで答えた時点では「相談していない」と認識したり、子どもの自発的などは聞き取れていなかったという認識から、「誰にも相談してない」と捉えていることがある。</p> <p>アンケートのみを活用していじめ認知をするという意識を持つ学校もあるが、教員が発見する、保護者から訴えがある、連絡帳で知らせてくれるなど様々な場</p>

笠原委員長代理	面で認知することが浸透し始め、数値の0につながっている。
事務局	マニュアルの弊害として、いじめアンケートにないといじめとして認知しないといったところは、改めて意識しないといけない。
笠原委員長代理	いじめ発見のきっかけについて、「アンケートで発見」の項目の割合が下がっているところから、認知するきっかけの幅が広がっていると考えている。
事務局	今後の和泉市のいじめ防止に関する取組みはどうか。
笠原委員長代理	<p>今後、和泉市のいじめ防止に関する取組みはどうか。</p> <p>教員アンケートの結果から見えた課題は2つ。1つ目はいじめ対応についての課題。2つ目はいじめに係る体制構築についての課題。これらの課題解消に向け、初期対応を誤っていじめ事案が長期化するケースに鑑み、今後の本市におけるいじめ防止に関する取組みとして、全ての教職員が適切な初期対応により長期化・重篤化を防ぐために、「教職員いじめ対応チェックリスト」を作成する予定。本日は案を見ていただく。次に事例検討を盛り込み、「いじめの適切な認知と初期対応に係る研修」を計画している。「チェックリスト」は、いじめ防止対策推進法に則り、学校がいじめを発見及びいじめ被害の申告を受けたとき、認知から初期対応、支援及び指導助言、事後モニタリングまでを各フェーズに分け、カテゴリー別に順序立ててチェックできるようにした。フェーズ1、発見期では、学校いじめ対策組織に対し、いじめにかかる情報を報告し、組織的な対応につなげる。フェーズ2、初期対応期、対応検討1では、はじめの体制づくりとして、聞き取りや保護者連絡等の役割分担、専門家連携記録等を行い、正確に事実を固定するための動きになる。フェーズ3、初期対応期、対応検討2では、2回目の体制作りとして、固定された事実をもとに情報の共有から、被害支援、加害指導のプランニング、保護者対応のプランニング対応の役割分担及び記録等を行い、組織的対応についての枠組みを具体的に検討。フェーズ4、支援指導期では、支援指導を開始し、進捗の情報共有や保護者との連携及び記録等を行い、プランに応じた動きになる。フェーズ5、終結検討期では、再発防止のための見守り体制プランの検討や、共有解消要件に照らし合わせた確認、記録等を行い、いじめ解消に向けた具体的な取り組みを検討、共有の確認を行う。次に、いじめに関する教員研修について。いじめ認知と初期対応に絞って実施を計画している。いじめの定義について押さえた後、いじめの認知に係る留意点と組織対応、いじめの早期発見と早期対応、いじめ発生時の適切な初期対応、最後にいじめ初期対応がうまくいかず重篤化した場合に至るいじめ重大事態にも触れる。それぞれのテーマに事例を組み込んだ。</p>
水流添委員事務局	<p>ケースの管理については、誰がどうしていくのか。</p> <p>初期対応期において学校が情報をつかみ共有して体制をつくる場所を、専門家との連携がなされずに重篤化するケースを防ぐためにも、いじめ対策委員会としてチェックする。「いじめ対応チェックリスト」をチェックする主体は学校を</p>

	<p>想定している。SSW や SC がチェックするというよりも、学校のいじめ対策組織の長や、管理職と長と一緒にチェックする。また、教職員と進捗を確認するツールとしても想定している。</p>
笠原委員長代理	<p>このチェックリストは、教職員全員が持つイメージか。ケースごとにリストがあるということか。</p>
水流添委員	<p>対策委員会の後にも対応を振り返り、確認しながら対応するなど見通しを持ちながら動くといったイメージか。</p>
教育長	<p>対応の参考にするリストだと思うが、誰が管理するかがポイント。「管理職用」や「いじめ防止対策委員会用」など、誰がどの役割を果たすためのチェックリストにするか明確にする必要がある。単にそれぞれの学校で活用してくださいでは狙い通りにいかない部分も出てくる。</p>
笠原委員長代理	<p>基本は全員が持っていた方が良くと思う。ただし、誰が記入するのかを明確にしておいた方が良く。記入の責任者をはっきりさせる。みんなが同じものを持ち一緒に確認していく使い方も良い。</p>
東委員	<p>誰が管理するかについて、「記入責任者」とか「対象児童の名前」や「いじめ認知年月日」欄があれば良い。「発見時」のところで、教育委員会への報告については検討が必要。いじめ対策会議メンバーへの報告だけに留まらず、会議開催について盛り込む。「被害加害それぞれの保護者の思いや心情を聞いた」の、「思いと心情」という表現については要検討。いじめ対応の主体はこどもであるため、対応の進捗については子どもへの報告を盛り込むかも検討してほしい。SSW と SC の役割は違うため、それぞれの欄にするほうが良い。対応したメンバー欄については「対応した人」か、それを「確認した人」かをはっきりさせるようにしたほうが良い。簡単に対応メンバーをチェックできるものが良い。対応別に色分けされているが、色分けも工夫が必要。</p>
教育長	<p>組織対応のチェックリストだが、やることで最終的に誰がどうなることが望ましいのかを意識しておく。過去に作成したチェックリストに類するものも確認しておく必要がある。未然防止を行う中で、認知があれば発見期に移行し、組織対応に移る流れがあるが、初期対応の前が大切と思われる。</p>
笠原委員長代理	<p>チェックリストは初期対応の部分と思われるが、組織対応が始まる前が抜け落ちないよう、認知の課題チェックも視野に入れて検討する。保護者アセスメント後に緊急判定があるとすると、子どもの状態、保護者の状態をチェックできることも検討できれば。担任の抱え込みで情報共有されないケースと、認知そのものをできていないこともあるため、流れが見られるリストとして良いと思う。タイトルが重篤化を防ぐためとあるが、重篤ではないから、解決したからという捉えになっても良くないため、検討する。</p>
教育長	<p>イメージとしては、教職員いじめ対応チェックリストと教職員いじめ組織対応チ</p>

事務局	<p>チェックリストを分けるということも考えられる。</p> <p>初期対応がうまくいかなくて重篤化してしまうことを防ぐという意識だが、子どもにとってはどれも苦しい事案であるので、丁寧に対応できるよう表現の工夫を工夫する。はじめは見逃しを防ぐための教職員いじめ対応チェックリスト、次は重篤化を防ぐための教職員いじめ組織対応チェックリストという方向性も検討させていただく。</p>
笠原委員長代理 事務局	<p>資料3について、詳細の説明をお願いします。</p> <p>認知について3つの事例を考案した。いじめの定義の理解がないと、いじめを見逃してしまう、もしくは認知しても発見者が抱え込んでしまうようなものにした。1つ目は被害が苦痛を感じていないこと発言があったときの捉え方について、2つ目は善意の気持ちよる行為が加害につながっていることについて、3つ目は、謝罪後、被害加害に関係の不和が見られないため、いじめではないという捉えが生まれてしまうことについて。</p>
笠原委員長代理	<p>敏感な子どもや、不安が強い子ども、利害的な子どもが多く、一方では善意のあり優しい子どももたくさんいる中で、事例2のように認知するときに、先生が善意でやっているため、加害者に認定されないから、これはいじめではないということ保護者等に伝えて、被害に思いこみ、考えすぎと言ってしまう、こじれるケースが多くある。</p>
水流添委員	<p>事例について、教員の対応においては、言葉選びを失敗し、こじれるケースも多い。このような言葉を使って伝えたらいいといった、いくつかのパターンを示してあげると、経験が浅い教員にとっては、助かると思う。</p>
事務局	<p>国の指針においても、指導する際に必ずしも「いじめ」という言葉を使う必要はないと示されている。例えば加害の保護者に伝える時にお子さんがいじめていたと言うとうまくいくはずがない。相手はこういう思いがあったが、嫌な思いをしたしまったというような、配慮が必要。対応の仕方についても、先生方に伝わるような研修にしたいと考える。</p>
笠原委員長代理	<p>いじめという言葉を使わず、言い換えて思いを伝えることも重要。今回の研修のスライドだけで伝わるといじめかいいじめじゃないかといった二項対立的な捉えとしてのみになってしまう可能性もあるため、丁寧な言葉がけが必要。研修によっていじめ認知は必要となるが、一般通念上の捉えもあるため、それを本人や保護者や地域にどう説明するかは工夫が必要。積極認知の意識を持ったとしても、認知することによる苦しさを感、ハレーションが起こる可能性もあるため、対応の仕方をおさえつつ、認知はしっかりやるというメッセージが必要。</p>
事務局	<p>一番納得解を導く指導の仕方をどれだけ落とし込めるかが重要。道徳の教科書には、すでにいじめの法律について記載されているものもある。本人や保護者、地域への伝え方のバランスも難しいところ。</p>

笠原委員長代理	<p>子どもたちが自分たちの力で解決するために、導くのが先生であり、その仕事はAIではできないということを先生方が感じてくれて、自ら学び合えることが大切。こういう声掛けがうまくいったというような好事例が共有できれば良い。それは弁護士ではできない教育の真骨頂と思われる。</p>
事務局	<p>認知についての研修を作る際、認知について正しい理解を促すことは必要だが、被害者目線を重視し、いじめの範囲を広く捉えるといった法律の中で、単に被害と加害の二者対立構造を勝手に意識させてしまう可能性もあることに留意している。</p>
事務局	<p>子どもたちの社会では、人と人の相互行為、傷つきとか傷つけがあり成長していくということと、悪意を持ってなされる行為とは違うということの伝え方の難しさがある。</p>
笠原委員長代理	<p>しっかり被害を伝えることも大事だが、心の傷つけといったような言い換えが必要なのか、いじめだと明言することが必要なのか、伝え方はやはり悩むところ。</p>
東委員	<p>教職員全体研修ということだが、教職員の意識の違いや教育力の違いもあり、この事例は高度なものと思う。入門編といったレベルの事例も取り入れる方が考えやすいと思われる。いじめをどう認知していくかということは入門編から段階を踏んで行く方が理解しやすく、抵抗も生じないと思う。</p>
笠原委員長代理	<p>不登校傾向にある子が被害にあったパターンと、もともといじめを受けていて、登校しにくくなっていたが、ようやく行けた時にまた被害にあうパターンなどを聞くことが多い。つまりいじめと不登校との因果関係のようなことも研修に盛り込めるならば検討いただけたらと思う。いじめではなく、もともと不登校傾向にあったからといって、いじめと切り離そうとする学校もあることは事実。複合的な要因が重なり、より傷が大きくなることもあるため、バイアスに囚われず、いじめと不登校の因果関係について理解がすすめばと思う。</p>